

◆申請に必要な添付書類【埼玉県感染防止対策協力金（第4期：1月12日～2月7日要請分）】

1 本人確認書類のコピー又は写真（＊個人事業主のみ）

（例）運転免許証、個人番号カード（オモテ面のみ）、在留カード、健康保険証 など



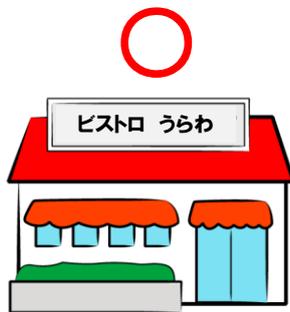
2 「支払口座振替依頼」に記載した振込先口座情報が分かる通帳等のコピー又は写真



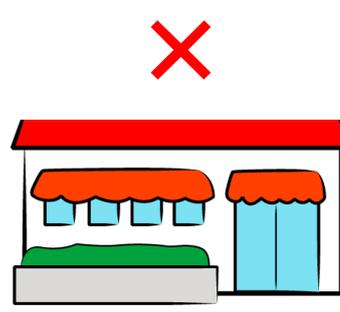
★カタカナの口座名義、口座番号等が確認できる通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を提出してください。

3 店舗の外観全体（社名や店舗名）が分かる写真

のれんや看板などを写して店舗名が分かるように撮影してください。



店舗名が分かる



店舗名が分からない

4 飲食店営業又は喫茶店営業の許可その他必要な許認可を取得していることが分かる書類のコピー又は写真

取得している許認可の全てを提出してください。

（例）飲食店営業許可、喫茶店営業許可、風俗営業許可（接待飲食等営業） など



★「飲食店営業」又は「喫茶店営業」のいずれかの営業許可書がある方が申請できます。  
★有効期限が令和3年2月7日以降の営業許可書であることが必要です。

5 営業時間短縮の状況及び酒類の提供時間が分かる書類のコピー又は写真

①営業短縮の期間、②変更前後の営業時間、③酒類の提供時間が確認できるよう工夫してください。

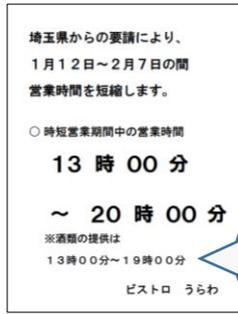
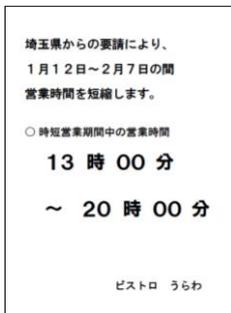
(変更前の営業時間が分かる)



酒類の提供は  
13時00分から  
19時00分まで

又は

(変更前の営業時間の記載がない)



酒類の提供は  
13時00分から  
19時00分まで

変更前の営業時間が  
分かるチラシや  
ホームページなど

<注意> 下記例のような書類は不備となりますのでご注意ください。

- ・営業短縮期間（○日から○日まで）の記載がないもの
- ・店舗名の記載がないもの
- ・変更前や通常時の営業時間の記載がない（確認できない）もの
- ・酒類提供の時間が19時までであると確認できないもの
- ・「酒類のラストオーダー19時」と記載されているもの など

※記載の仕方が分からない場合や不安な場合は、相談窓口（0570-000-678）までお問い合わせください。

6 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示している写真

店頭（店の入口周辺等）に掲示していることが分かる写真を提出してください。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言



安心宣言は入り口周辺等

「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコード



QRコード  
入り口周辺や会計レジ周辺

